受動喫煙による健康への影響

受動喫煙(自分以外の人のたばこの煙にさらされること)は、さまざまな形で健康に影響を及ぼします。 受動喫煙が健康に及ぼす影響を知って、あなたや周りの人たちの健康を守りましょう。

受動喫煙による死亡者は、年間15,000人に のぼると推測されています。

受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女 性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小 計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合 計	15,030(人)	

- ※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合 を2014年の死亡数に乗じ算出した。
- 出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患·糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業 「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

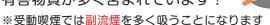
たばこの煙について



たばこの煙には有害物質がたくさん 含まれています

5300種類以上の化学物質 プログログラち約200種類以上が人体に有害 うち約70種類以上に発がん性

たばこの先から出る煙(副流煙)には 有害物質が多く含まれています!



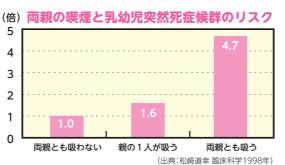
受動喫煙の健康への影響



氐出生体重児の出産、乳幼児突然死症候群



親の喫煙は乳幼児突然死症候群の リスクを高めます!



これでは防げない! 受動 喫煙

空気清浄機があれば 大丈夫?

たばこの煙の成分の多くは気 体であり、空気清浄機を素通りし てしまうため、有害成分を取り除 くことはできません。

ベランダで喫煙すれば 大丈夫?

サッシや窓の隙間から煙が流 れ込むほか、喫煙者の吐く息にも 有害物質が含まれるため、受動喫 煙を防ぐことはできません。

喫煙席と禁煙席が離れて いれば大丈夫?

喫煙場所から煙が流れ出ない ように対策をしていなければ、受 動喫煙を防ぐことはできません。

受動喫煙防止や 禁煙に関する相談窓口

どうぞ、お気軽にご相談ください。

5 0 2 3 (6 2 7) 1 1 8 3 **5** 0 2 3 3 (2 9) 1 2 6 7 置 **5** 0 2 3 8 (2 2) 3 0 0 4 内 保 健 **5** 0 2 3 5 (6 6) 4 9 3 2 山形市保健所 **5** 0 2 3 (6 1 6) 7 2 7 1

山形県健康福祉部健康づくり推進課 ☎023(630)2313 山形県受動喫煙防止条例

あなたの大切な人を 受動喫煙から守りましょう

~望まないたばこの煙を吸わないで済む社会を~



全ての人に、受動喫煙を生じさせないように配慮する義務があります。

- ・喫煙可の場所であっても、喫煙時は周りの人や状況に配慮してください。
- ・屋外に喫煙場所を設置する場合でも、出入口の近くには設置しないなどの配慮が必要です。

受動喫煙(自分以外の人の喫煙による煙にさらされること)を 防止するための新たな制度が始まります

●2018年7月

「健康増進法の一部を改正する法律」が制定されました。

これにより、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わり、 多くの施設が原則屋内禁煙となります。義務違反には罰則が適用されることがあります。

●2018年12月

「山形県受動喫煙防止条例」が制定されました。

改正健康増進法と合わせて、より効果的な受動喫煙防止の取組を進めていきます。

▲▲▲ 山 形 県

飲食店や事業所など多くの人が利用する施設が 「原則屋内禁煙」。



2020年4月から、企業のオフィス・事業所や店舗等多くの施設 が「原則屋内禁煙」となります。(加熱式たばこを含みます。)

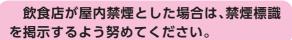
屋内では喫煙専用室等以外での喫煙が禁止に

屋内での喫煙を可能とするには、煙の流出を防止するための基準を満たす喫煙専用室等の設 置と受動喫煙防止のための様々な運用ルールの遵守が必要となります。違反時には罰則が適用 されることがあります。

公共性の高い施設(次のページ③)には、屋内に喫煙専用室を設置しないよう努めてください。

標識掲示が 義務付け

喫煙専用室等を設置した場合には、下記の例 により喫煙可能な場所であること、20歳未満 の人の立入りが禁止されていること等を示す 標識の掲示が義務付けられます。





20歳未満の人は、喫煙 可能な場所に立ち入る ことはできません。(20 歳未満の従業員も同様 です。)

(喫煙専用室設置の場合)

国の標識例

国のホームページから ダウンロードできます

なくそう 望まない受動喫煙 🔍



喫煙専用室

Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。 喫煙 |には、加熱式たばこを吸うことが含まれます

喫煙専用室あり Designated smoking room available 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます

(施設の出入口用)

[特例で喫煙可を選択した場合]





喫煙 可能室

Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。 | 喫煙 | には、加勢式たばこを吸うことが含まれます

(喫煙専用室の出入口用)

受動喫煙防止のための配慮義務

受動喫煙 防止への 配慮

全ての人が、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する

- ・喫煙時は、周りの人や状況に配慮してください。
- ・屋外に喫煙場所を設置する場合でも、施設の出入口や通路の近くには設置 しないなどの配慮をしてください。

施設ごとの受動喫煙防止の取組内容

(改正健康増進法と山形県受動喫煙防止条例の関係)

国(改正健康増進法)の対策

県条例の対策

1.子どもや患者などへの配慮が必要な施設(2019年7月1日~)

②《大学•行政機関等》

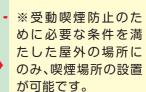
- ·学校(幼稚園、小中高校等)
- ·医療機関(病院、診療所、助産所)

・大学等・国、県、市町村の庁舎

·警察署、消防署 ·児童相談所、保健所 ・薬局、あん摩等の施術所 など

・児童福祉施設等(保育所等) など

屋内・屋外ともに



屋内では

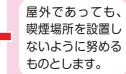
※屋内に喫煙専用室等

喫煙専用室等設置した場合

《喫煙標識掲示》

の設置が可能です。

原則禁煙です





屋内に喫煙専用

室を設置しない

よう努めるもの

とします。

2. 上記1以外の施設(2020年4月1日~) [第二種施設]

- ·図書館、美術館、博物館 ·体育館等運動施設
- ・駅、バスターミナル ·金融機関
- ・郵便・電気・水道事業等の営業所
- ·映画館、県民会館、市民会館等
- ·公民館、集会所等
- ・公衆浴場(銭湯、日帰り温泉等)
- ・社会福祉施設(養護老人ホーム等)
- ・その他地方公共団体が設置する施設で上記
- (1)2)以外のもの(議会棟、道の駅等) など

④《その他の施設》

⑤《飲食店》

- ・オフィス、事務所、工場
- ・理容店、美容店、その他店舗
- ・ホテル、旅館(客室を除くロビー等)
- ·スーパーマーケット、コンビニ等
- ・パチンコ店、ゲームセンター等など







「指定たばア専用喫煙室





屋内禁煙とした 場合は、禁煙標 識を掲示するよ う努めなければ なりません。

⑥《経営規模の小さい既存飲食店》

- 以下を全て満たすもの
- ・2020年4月1日時点で営業している 飲食店
- ・個人経営又は資本金・出資金の総額 5000万円以下の飲食店
- ・客席面積が100㎡以下の飲食店



特例措置 《喫煙選択可》

【店内を喫煙可とする ことを選択できます】 喫煙可能な場所である 旨の表示が必要です。



店内を喫煙可と した小規模飲食 店は、受動喫煙防 止に自主的に取 り組むよう努め るものとします。





